

<8.(裁定制度・登録制度・契約など)関連>

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【8. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見:
(13)の規定でプログラムやデータベースの著作物の適用除外を行うよりも、プログラムやソフトウェア(16)等の明確な定義が先ではないだろうか。法律の専門家しか理解できないものが良い法律だろうか。

以上。

[REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【8. 「裁定制度」ほか関連】」

「著作権法改正要望事項について【8. 「裁定制度」ほか関連】」

[REDACTED]
複写業務を含む利用者サービスを担当しておりますが、以下に述べる意見はあくまで図書館における複写業務に従事する者としての経験の中で発生したものであり、決して当館内の意見を集約したものではないことご承知おきください。

要望の趣旨:
著作物の有効な利用促進を図るため、著作権者不明等の場合 ((129)番関連)、図書館における利用者に対する1部限りの複写については簡便な著作権クリアリングで全文複写も可能となる道を設けて欲しい。

法改正を必要とする理由:

復刻等の商用出版の目的であれば文化庁長官の裁定は必要(ただし現在より迅速かつ簡便な手続を望む)であると考えるが、絶版本をコピーでもせひ読みたいと願う一般個人にそこまで手続を強要するのは理不尽であり、個人から寄せられた全件を長官(もしくは裁定委員会)が逐一裁定することは実際には不可能と思われる。
惜しくも廃刊となつた「著作権合帳」に代わる著作権者所在確認の方法樹立が容易でないとなれば、著作権使用料の供託(補償金等)について触れているのは(48)番意見、添付ファイルに見当たらず)や毎年ではなく発表後一定期間を保護期間に改めるなど((107)番意見同様、徒に保護期間を順延することは、著作権クリアリングを難題化させるばかりであまり益がないと思われる*)により全文複写を許す道が用意されるべきである。

著作権者所在不明または毎年不詳を理由に全文複写を拒絶し続けるのは、果たして著作権者のため、しいては文化発展のためにになっているのかどうかは、複写窓口で利用者とたびたびトラブルになる中で常々疑問に思っている問題である。著作権者への交渉ルートや利潤還元など著作権管理の整備を棚上げしきしままだやみくもに保護のみを声高に主張するのは、結果として文化遺産を封印してしまうことに他ならない。

公官庁製資料は著作権フリーであるべきという意見(52)番は一般公衆の意見とも合致するものと思われるが、昨今、独立行政法人化が進み、公官庁であるか否かの線引きが困難となっている状況下では実効性に疑問が残り、自然科学系論文を著作権保護対象とする意見(102)番は、学際領域の拡張が欲しい昨今においては自然科学が否かのジャンルの線引きがさらに難しく実現性に乏しいと思われる。

(37)番意見では米国流の「フェアユース」の概念の導入を提示しているが、一見バラ色に見えるこの案も、何をもって「フェアユース」と見なすのか司法判断を要する可能性が高く、他者の著作物を利用する場合は「フェアユース」を主張し、自分の著作物が利用された場合には「著作権侵害」を主張する勝手な解釈が横行する危険がある。

改正条項及び内容

第31条、第32条、第51条、第67条ほか

*著作権保護期間延伸は世界的な趨勢であり、これに抗うこととはかえって無益とは思うが、長期に亘ってただ徒に著作物を利用しようと近づく者を排除し、著作権者への利益還元も絶ってしまうのでは天下の悪法であろう。活用したい者、活用される者、両者に幸せをもたらす法でなければならぬと思う。

黒澤明監督などの著名人なら毎年や過激の連絡先は周知の事実であろうが、そこまで判明している著作権者は極めて例外的存在であるという事実をまず認識すべきである。

[REDACTED]

Tel: [REDACTED]
Fax: [REDACTED]
Mail: [REDACTED]

[REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【2. 開連】」

(1)
氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
(2)
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
(3)
意見:

(129) 「要件の明確化など、裁定制度を活用しやすいよう見直し」について
賛成です。

(130) 「著作隣接権に係る裁定制度の導入」について
賛成です。

⑧ 裁定制度・登録制度・契約までの関連

細則(31)について

電子出版での出願に用ひたソフトウェア (Word, Excel, Acrobat等)
のセキュリティホールによるウイルス侵入での書類ファイルに感染した場合、
USBメモリ、光磁気ディスク、CD-R/RW 等での提出の際、著作権
受講者より電子計算機への感染 メールでの提出においても感染させ
てしまう事がおのれい可能性がある。

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

[REDACTED]

(139) 著作権等に係る契約を要式契約とする。

要式契約とする合理性はないと思われる。契約当事者に紛争回避意思があるのであれば、証拠としやすい書面を用いるであろうし、要式不備の場合の契約無効とするのではかえつて紛争が複雑化しかねないように思われる。

以上

8. 裁定制度・登録制度・契約など

○ 裁定制度

法1条の目的を図りつつ、著作権保護の無方式主義との調和を図る必要がある。

○ 登録制度

登録制度により、著作権は物権化しているともいい。もともと、登録制度自体あまり周知でないところからすれば（そもそも著作権意識の向上自体が最近のものではあるが）、より使いやすく、接しやすいものとするべきと思われる。

○ ライセンシーの保護強化

通常の契約と著作権契約との相違点に配慮が必要である。著作権だけの問題かどうかわからないが、被処罰時の解除については配慮が必要と思われる。利用許諾契約の解除の制限を検討するのもよいかもしれない（民法の債権人保護）。

○ 著作権法第61条第2項

61条2項の推定規定を特約で排除するのが面倒であるという主張(136)は、理由にならないと思われるが、「プログラム及びデータベースの著作物」(137)に限らず、推定規定の今日的必要性が議論されるべきように思われる。

○ 著作権に関する契約

(138) 個人对企业の著作物利用契約に係る検討

私人間合意である契約を著作権法が考えると言う主張自体の意味がわからない。すでに一般的の契約上の弱者保護は下請法がある。せめて、団体「契約を考えて下さい」ではなく、具体的な提案をするべきである。弱者保護を主張して、法に甘えていたとしか思えない。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 「著作権法改正要望事項について【B. 裁定制度・登録制度・契約など 関連】」

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 「著作権法改正要望事項について【B. 関連】」

氏名
所属
住所
電話番号

【意見】

(要望の趣旨)

著作物使用料の算定方法に付き、著作物使用者の所得実体に合わせるよう国が著作権管理事業者を指導できるような法改正を要望する。

(法改正を必要とする理由)

現状、音楽著作物の使用料(以下、使用料)の徴収は、事実上JASRACの独占状態である。
しかも、その徴収額の算定基準が著作物の使用者(以下、使用者)の所得実体と大幅に乖離している場合がある。
具体的にはJASRACは、ジャズ喫茶などの使用者の年間所得に拘わらず、当該店舗の席数などにより使用料を算定している。
その結果、文化の担い手の一つであるジャズ喫茶などが廃業に追い込まれるケースがある。
従って使用料は、使用者の年間所得を基準に算定すべきである。

(改正条項および内容)

著作権等管理事業法第13条 著作物使用料規程に著作物使用料の算定方法を国が指導出来るような条項を追加。

(参考資料)

朝日新聞記事(2004年10月17日付け)「ジャズ喫茶、生きる証し」

mail

①

②

③

(136) 著作権法第61条第2項 (著作権の譲渡)
に関連して、著作者が許諾したかどうかが明確にできない場合、
どう扱えればいいかについて明確にして頂きたいと思います。
参考 : <http://www.sage-p.com/treebbbs/0/229.htm>

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【B. 開連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見:
(131) (132)

登録制自体には権利者を明確にする意味でも賛成だが
煩雑や焚書に相当する行為がなされないように留意していただきたい

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【B. 開連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します

- (1) 氏名: [REDACTED]
所属: (職業): [REDACTED]
(2) 御住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
(3) 意見:

(129)について

賛成する。国立国会図書館が毎年、明治期の出版物に関する著作権者の情報を
募集しているが没年不詳のため裁定制度に頼らざるを得ない作品も珍しくなく、
最近では1980年代のゲームソフトの映像を展示会で上映するに当たって当時の発
売元と連絡が取れなくなるなど裁定制度の活用は急務の課題と言える。

(130)について

賛成する。隣接権の強化が進む一方で一つの作品に対して多数の権利者がぶら
下がる形となり、そのうち1人でも連絡が取れないと言う理由で作品の使用を断
念する状況に追い込まれる昨今の事情を考えるに、隣接権に関しても裁定制度の
整備が必要と考える。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【8. 関連】

① 氏名及び所属

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

② 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

③ 意見

(129) 要件の明確化など、裁判制度を活用しやすいよう見直し

(130) 著作隣接権に係る裁判制度の導入

【賛否】いずれにも賛成する。

【理由】出版物の復刻、電子図書館事業等のため、著作権法第67条第1項の規定に基づく文化庁長官の裁定を活用する例が最近見られているところである。

ところが、この裁定の手続については、要件が極めて抽象的であることから、当時の担当者によってその手続がまちまちとなっている実態がみられる。

また、著作権者と連絡することができない状態であることを疎明するためには、全国紙による広告掲載が事実上要求されており、このことは相続手続における相続人検索のための官報による公示に比して、極めて厳格であるものと思われる。

このような厳格な条件のため、中には裁定を諦め、「自己責任」により著作権者の許諾を得ず、あるいは著作者の没年を独自に算定して著作権を消滅したこととして、著作物を出版物に掲載する例も出てきている。

このような弊害をなくし、権利制限等の対象外となっている著作物の利用についてはいかなる形であっても対価を支払うという「著作権モラル」を浸透させるためにも、裁判制度を活用しやすいように見直すことが必要であると考える。

また、著作権にだけ裁判制度があり、著作隣接権に裁判制度がないのは理由に乏しいため、著作隣接権にも裁判制度を導入すべきである。

以上

8. 裁判制度・登録制度・契約など

① 氏名及び所属

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

② 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

③ 意見

(129) 要件の明確化など、裁判制度を活用しやすいよう見直し

(130) 著作隣接権に係る裁判制度の導入

【賛否】いずれにも賛成です。

【理由】出版物の復刻、電子図書館事業等のため、著作権法第67条第1項の規定に基づく文化庁長官の裁定を活用する例が最近見られています。

ところが、この裁定の手続については、要件が極めて抽象的であることから、当時の担当者によってその手続がまちまちとなっている実態がみられます。

また、著作権者と連絡することができない状態であることを疎明するためには、全国紙による広告掲載が事実上要求されており、このことは相続手続における相続人検索のための官報による公示に比して、極めて厳格であるものと思われます。

このような厳格な条件のため、中には裁定を諦め、「自己責任」により著作権者の許諾を得ず、あるいは著作者の没年を独自に算定して著作権を消滅したこととして、著作物を出版物に掲載する例も出てきています。

このような弊害をなくし、権利制限等の対象外となっている著作物の利用についてはいかなる形であっても対価を支払うという「著作権モラル」を浸透させるためにも、裁判制度を活用しやすいように見直すことが必要であると考えます。

また、著作権にだけ裁判制度があり、著作隣接権に裁判制度がないのは理由に乏しいため、著作隣接権にも裁判制度を導入すべきであると考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【8. 関連】

著作権法改正要望事項について【8. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: 下記のとおり

(136)について
コンピュータプログラムは、他のプログラムを開発する際に作成したモジュール等の部分を適宜組み入れることによって、効率的に行うことができます（同じ動作を行うモジュールを、その都度新たに開発するのは非効率的ですし、一人のプログラマが同じ動作を行なうモジュールについて思いつくパターンには必ずしも限界があります。）。したがって、ソフトハウスが発注されたプログラムを発注者に納品する際に、当該プログラムの一部を利用して新たなプログラムを創作する権利まで発注者に移転することしてしまうのは、ソフトハウスにとっては相当の痛手となります。

他方、発注者としては、発注したプログラムで使用されているモジュール等を利用しても新たにプログラムを創作するということは希であり、実際には、ソースコードの引き渡しすら求めない例が少なくありません。すなわち、プログラムの著作物においては、発注者たるプログラムの著作物の譲受人に、当該プログラムの一部を利用して新たなプログラムを創作する権利まで移転させても、「宝の持ち腐れ」となる可能性が高いといえます。

同じ動作を行うモジュールをそのままの都度新たに、そして以前作成したモジュールとは似ても似つかないよう创作させるという時間と才能の無駄をプログラマーに押しつけない方が、社会全体にとってもメリットが大きいと思われますので、著作権の譲渡がなされても、著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は譲渡されていないと推定する現行60条2項の規定は維持されるべきだと思います。

[REDACTED]
個人用: [REDACTED]
事務所: [REDACTED]
Tel: [REDACTED]
Fax: [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【8. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属 (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(129) (130) に賛成します。
(129) (130) の意見に賛成します。
コンテンツは文化的な財産ですが、利潤を追求する企業にとってこれを提供し続けることは困難になってしまいます。
逆に多様なコンテンツに関するビジネスチャンスも生まれていると考えられますが、再利用が困難ではせっかくの文化的遺産が埋もれることになります。

氏名：[REDACTED]
所属：[REDACTED]
住所：[REDACTED]
電話番号：[REDACTED]
意見：
(136) 著作権の譲渡における翻案権等、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利の留保の推定規定（著作権法第61条第2項）の廃止

(136)について
コンピュータプログラムの開発を効率的におこなうためには、他のプログラムの開発の際につくられた同じ動作をするモジュール部分を移植することによってなされます。加え、同じ動作をさせるようなプログラムを一人のプログラマが思い浮かべる数は限られており、ソフトウェア納品の際に、当該ソフトウェアのプログラムを利用して新たなプログラムを作る権利まで相手に譲渡してしまうことは、資源の浪費（同じ動作をさせるのにこんどは別のプログラムにしなければならない）だけでなく、ソフト開発業者にとってみても痛手になります。
他方、発注者にしてみても、納品されたプログラムを利用して新たなプログラムを作ったりすることは稀であります。そのため権利を移転させても、無駄におわることがないというのが現状であります。そのためにもかかわらず、本来プログラムを作った者に対して、創造の見返りが少ないということが往々にしておきかねません（プログラマの生活は一部を除き、悪まれているとはいえない状況です）。
この規定を導入したことにより、権利回避のために、同じ動作をおこなうためにいちいちプログラムを変えたり、いたずらに長いプログラムのコードにした上、もってコンピュータの動作を遅くさせる等、社会的に無駄として評価できることをプログラマや、それを利用する社会全體に無用な負担を押し付けかねない状況が発生することが考えられます。このようなことがない場合の方が、社会全體、プログラマ個人にとってみても、メリットが大きいと考えられますので、(136)には反対し、著作権法第60条2項の規定は維持されるべきだと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【8. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

1. 氏名：[REDACTED]
2.
3. 住所：[REDACTED]
電話：
著作権法改正要望事項について【8. 関連】

関連：(129)

著作権者の連絡先不明などで利用許諾が得られない場合に、希望者の適切な手続きにより公的な仮許諾を行うことで著作物の利用を可能とするように明文化してほしいと思います。